

柳井市都市計画審議会

柳井都市計画下水道の変更



と き : 令和5年2月16日(木)

ところ : 柳井市役所3階大会議室

議案第1号

柳井都市計画下水道の変更

<現 計 画>

- 名称 柳井市公共下水道
- 排水区域 面積約744ha(汚水、雨水)
- 下水管渠 分流式污水管渠(浄化センター放流渠)
- その他の施設

浄化センター1箇所

雨水ポンプ場5箇所、遊水池3箇所

柳井都市計画下水道の変更

	汚水排水区域	雨水排水区域
変更前	約744ha	約744ha
変更後	約482ha	約744ha
	(約262ha縮小)	(変更なし)

変更に至る理由・経緯

【柳井市公共下水道を取り巻く状況】

厳しい財政状況

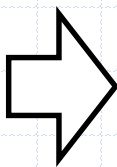
- ・ 下水道事業費の増大
- ・ 人口減少による使用料収入減

改築事業への移行

- ・ 膨大な下水道施設の適切な管理

早期概成

- ・ 下水道未整備地区の早期未普及解消
- ・ 国・県の要請への対応(下水道整備進捗率を令和8年度末で95%以上)



汚水処理施設整備構想見直しの方針

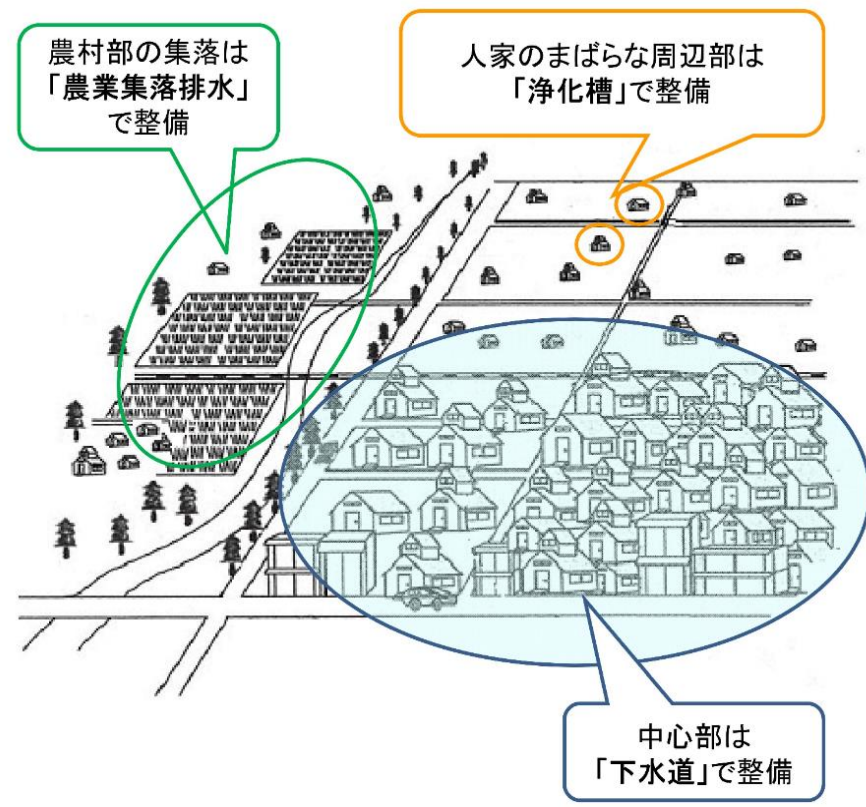
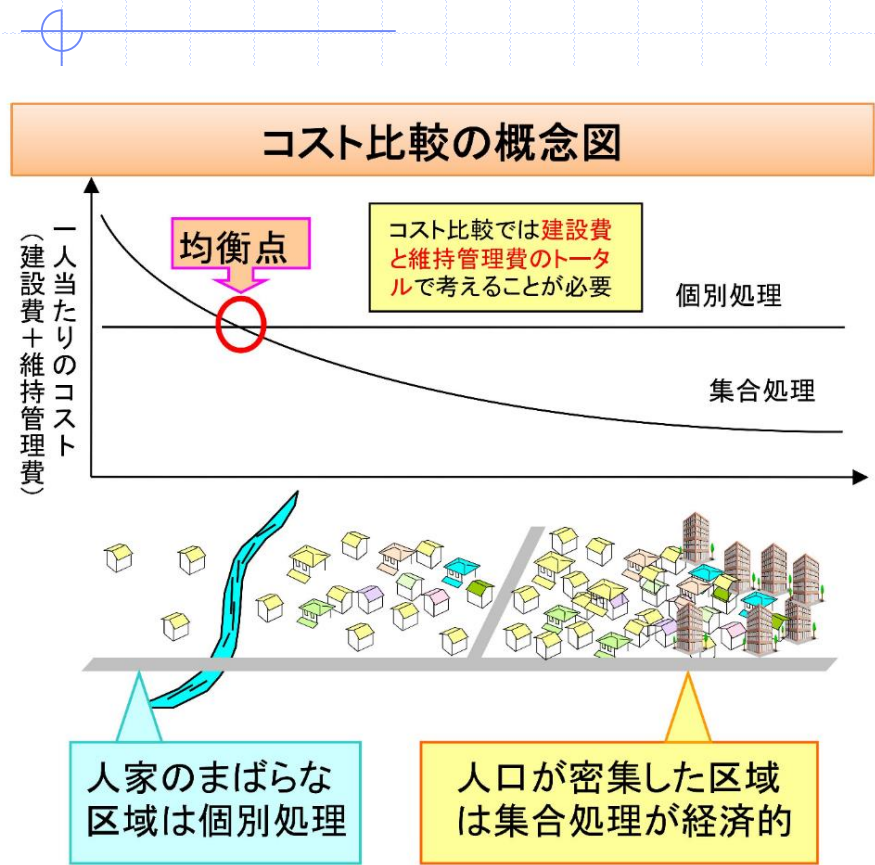
早期概成を実現するために、新規事業(面整備)の更なる促進は困難であり、下水道全体計画区域の見直し(縮小)を行うことが必要。

課題: 個別処理となる方の汚水処理施設整備

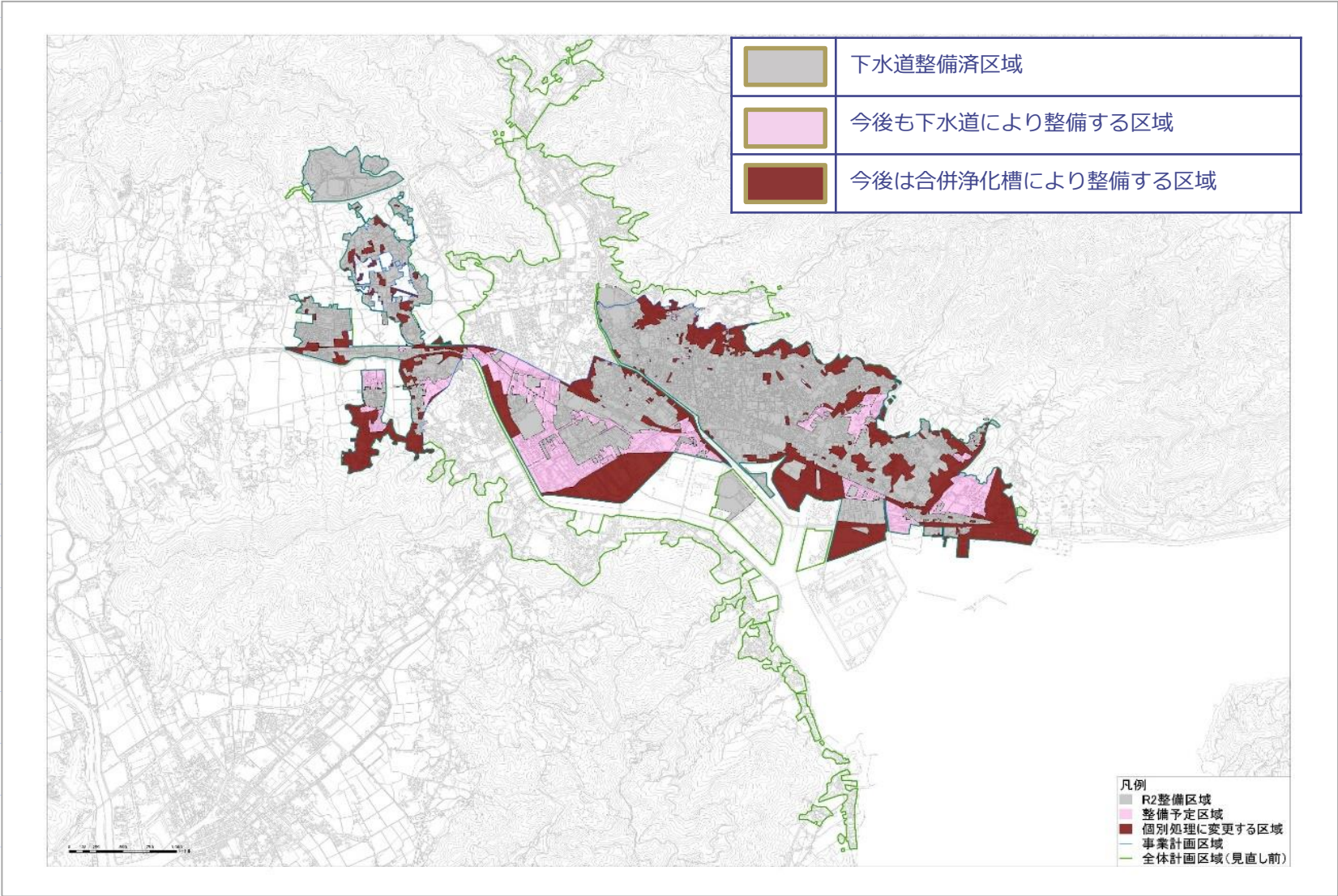
代替施設による整備促進が必要

下水道計画区域（污水处理区域）の見直し

■ 集合処理と個別処理の概念



下水道計画区域（汚水処理区域）の見直し



柳井市污水处理施設整備構想の見直し

柳井市污水处理施設整備構想の策定と見直しに関する経緯

令和3年7月～12月 柳井市下水道事業検討委員会開催(全4回)

令和4年1月 污水处理施設整備構想の見直しに関する説明会開催(全5回)

令和4年8月 柳井市污水处理施設整備構想見直し、公表



第3回 柳井市下水道事業検討委員会



説明会(令和4年1月19日 柳井市文化福祉会館)

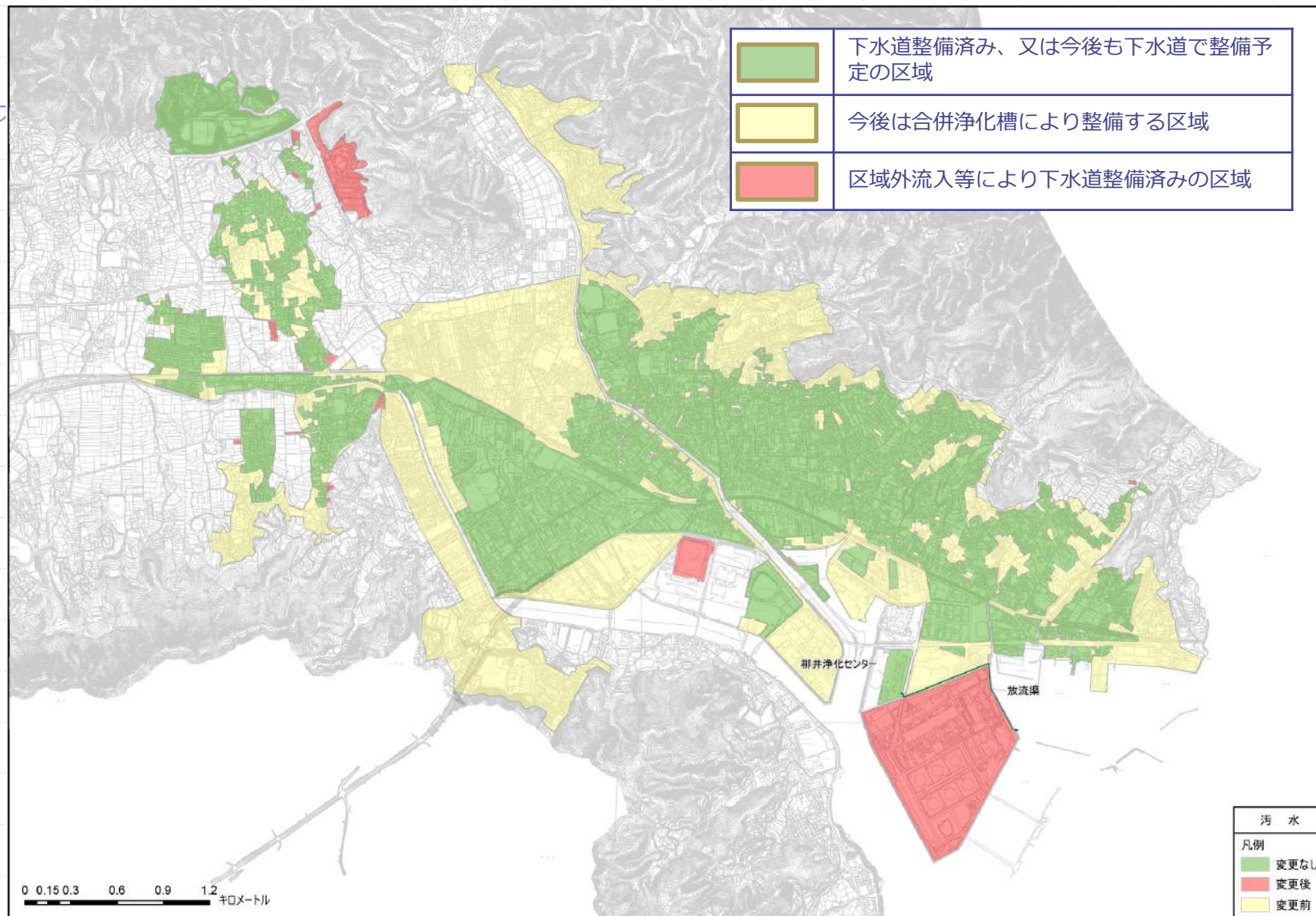
柳井都市計画下水道の変更

1) 都市計画法

都市計画法上、**下水道は都市施設の一つとして掲げられており**（第11条第1項第3号）、市街化区域等内においては、道路、公園とともに、下水道に関する都市計画を必ず定めるべきものとされています（第13条第1項第11号）。

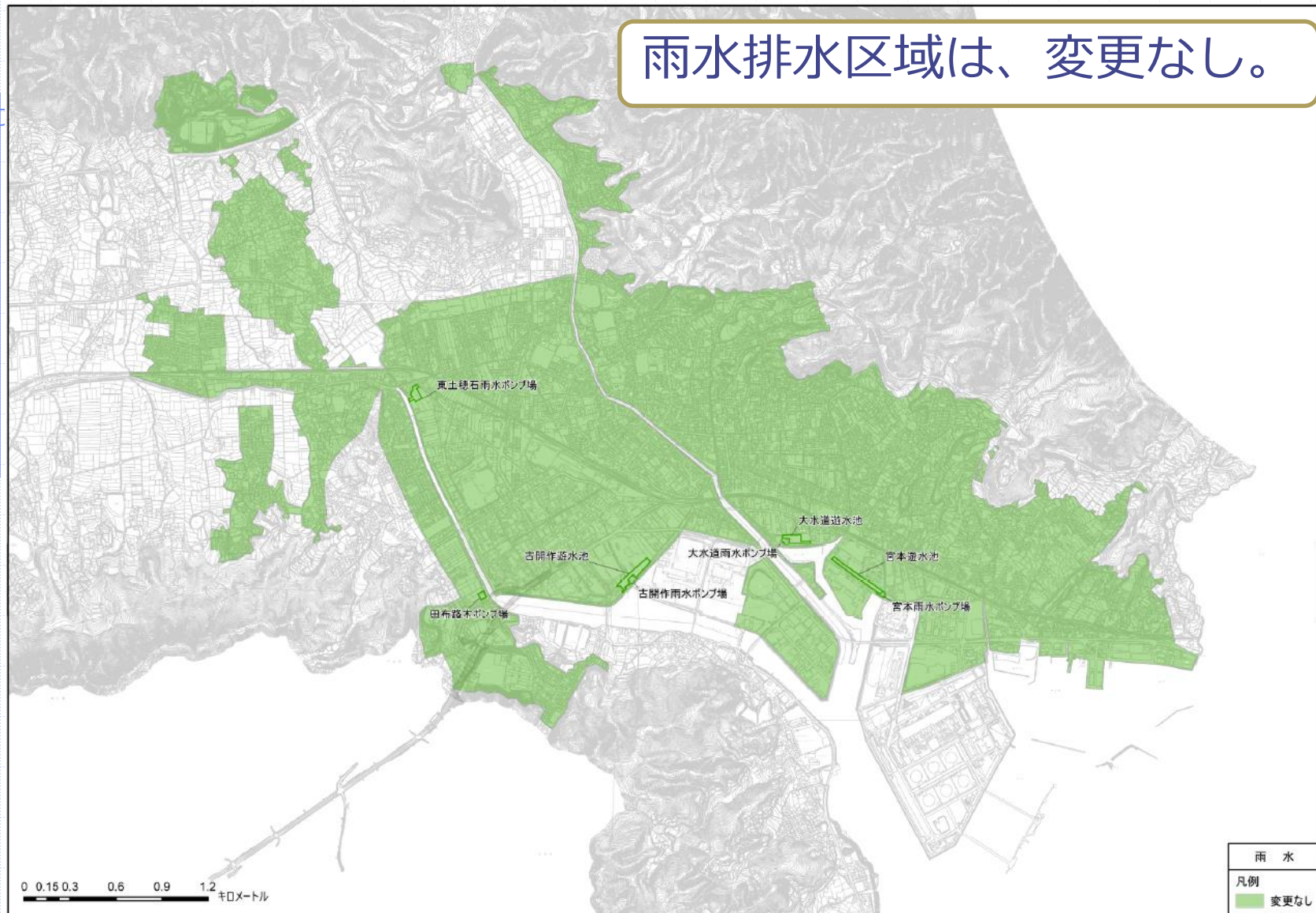
柳井市污水处理施設整備構想の見直しに基づき、公共下水道から合併浄化槽での整備に変更となった区域について、都市計画法上の区域の変更を行います。

汚水排水区域



雨水排水区域

雨水排水区域は、変更なし。



都市計画の手続きの経緯

●山口県との事前協議 令和4年9月22日協議終了

●素案の縦覧、意見公述の申出受付
令和4年10月20日から11月2日
意見なし、縦覧者なし、公述の申出なし

●説明会 令和4年10月25日 参加者1名

●公聴会の開催なし

●都市計画法に基づく案の縦覧
令和4年12月13日から2週間
縦覧者なし、意見書の提出なし

●都市計画審議会 令和5年2月16日

合併処理浄化槽の補助制度見直し

- 今回の見直しにより事業計画区域外となり、個別処理となる方に対して、公共下水道に代わる污水处理施設の未普及対策として、合併処理浄化槽の設置にかかる費用の補助金の上乗せを行います。
- 具体的には、住民の方が合併処理浄化槽を設置する場合において、公共下水道が整備された場合に賦課される受益者負担金と同等レベルまで個人負担を軽減することとし、補助金を上乗せするものです。
- 従来では、合併処理浄化槽の設置費に対して約40%補助（5人槽補助額33.2万円、個人負担額約51万円）していたものを、補助金上乗せ後は、倍額補助として約80%補助（5人槽補助額66.4万円、個人負担額約17万円）となります。（個人負担額は試算、新設設置状況により異なる。）

- 下水道を整備する区域と、見直しによって計画区域外になる区域の線引きについて教えて欲しい。
- 経済比較の際、既に合併浄化槽を設置している家の取扱いについてはどうしているのか。
- 区域外となる予定だが、現在の浄化槽を更新する時期となっているが、更新に対する補助はあるのか。
- 事業計画区域外の合併浄化槽について、補助はあるのか。
- 下水道を整備する区域であるが、家の前の道が公道でない場合は下水道を整備してもらえるのか。